　　　宿毛でお花おもてなし事業実施要綱

　（目的）

第１条　この事業は、地域住民等が行う自発的な環境美化活動の一部を支援し、環境美化意識の高揚を図るとともに草花を植栽し、明るくきれいな街づくりや観光振興に寄与することを目的とする。

　（被支援団体）

第２条　本事業の支援を受ける団体（以下「被支援団体」という。）は、自治会、老人クラブ、婦人会及びその他の市内を活動拠点とする３人以上の団体で、かつ、草花の植栽や花壇の手入れ等の環境美化活動を継続して行う見込みがある団体より選定するものとする。ただし、政治団体又は宗教的団体は対象としない。また、営利を目的とした活動に対しても同様とする。

　（活動場所）

第３条　本事業の支援を受けることができる活動は、市道の植込み等の公共性があり、かつ、管理者又は所有者の承諾が得られている場所で行うものに限る。

　（活動の支援）

第４条　市長は、被支援団体に対して、次に掲げる支援を行う。

　(1) 予算の範囲内かつ、１団体あたりの支援額は最大５０,０００円までとする。

　(2) 草花の種苗、その他これに類するもの（樹木を除く。)の提供

　(3) 肥料、その他これに類するものの提供

　(4) 活動に必要なごみ袋の提供とごみの回収

　（支援期間）

第５条　本事業の支援期間は、活動支援決定の日から当該年度の末日までとする。

　（支援の申請）

第６条　本事業の支援を受けようとする団体は、活動支援申請書（第１号様式）を市長に提出するものとする。

　（支援の決定等）

第７条　市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、活動支援申請に係る支援又は不支援の決定通知書（第２号様式）により、申請者に通知するものとする。

　（活動の変更等）

第８条　被支援団体は、活動の内容を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。)又は活動を中止するときは、市に報告し指示に従うこととする。

　（庶務）

第９条　本事業の庶務は、環境課において処理する。

　（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、当事業実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、平成３０年８月１日から施行する。

　　　附　則

　この告示は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

　この告示は、令和４年４月１日から施行する。